

第19回秋田家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成25年6月28日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

石原直樹，面山恭子，小棚木均，今野恵一郎，佐々木恵美子，高橋清好，辻直文，中垣文也，宮野素子

（説明者）

大本修平首席家庭裁判所調査官，品川幸樹首席書記官，上田裕太郎家庭裁判所調査官

（事務局）

山方亨事務局長，井筒徹事務局次長，安達憲美秋田地方裁判所総務課長，武藤哲仁秋田地方裁判所総務課庶務係長，佐々木秀也秋田検察審査会事務局長

4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）協議

ア 議題「家事調停手続について」

（ア）基調説明

品川首席書記官が「家事調停手続」について説明した。

（イ）意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「少年事件における家庭裁判所調査官の調査について」

(ア) 基調説明

大本首席家庭裁判所調査官が「家庭裁判所調査官の役割等」について、
上田家庭裁判所調査官が「家庭裁判所調査官の調査の実情」について各
説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

(5) 次回期日及び次回議題

追って調整する。

(6) 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、△は説明者の各発言)

1 家事調停手続について（議事概要4の(4)のアの(イ)）

○ 離婚の場合は、裁判の前に必ず調停を経なければならず、調停は協議離婚ができない人は必ず使う手続でもある。また、訴訟に比べて利用しやすい、抵抗が少ないということもあって、今後ますます利用が増えるのものと考えているが、一般の市民にとってより使いやすい制度にしてもらえればという思いでこの議題を提案した。具体的には調停期日の設定の問題と、プライバシーの保護の問題を取り上げたいと思う。

弁護士会の会員から、裁判所の支部では調停の日にちが、例えば火曜日なら火曜日、水曜日なら水曜日というように固定されていて、そのことにより例えば当事者の方がその日に仕事の関係などで都合が悪いといった場合に困るという話が出された。支部では裁判官も忙しくされているので、一定の制約はあるとは思いますが、柔軟に対応してほしいと考えている。

また、本庁では、部屋番号で当事者を呼び出すという方法でプライバシーの保護に配慮しているという説明であったが、支部でも同じようにされているのか確認したい。先ほどの説明で、支部によっては男女別に部屋を割り振りしているという説明があった。私も部屋を男女別に分けた方がいいのではないかと考えたことがあり、実際、利用された方の御意見があるのであれば聞いてみたい。

全国的には調停が終わったときにアンケートをとっているという裁判所もあると聞いたことがあるので、調停を利用された方に意見を聴くことも良いのではないか。

◎ 部屋番号で当事者を呼び出しているというのは、支部等でも行っているのか。

△ 統一した扱いはしていないが、本庁と同じように番号札をお渡しした上で呼び出しをしている庁もあるし、氏名や名字等では呼び出さないという庁もある。各支部等で配慮して実際の運用がなされている。

◎ 特に本庁から各支部等に対して呼び出しの方法を指示したり通知したりはしていないが、各支部等が工夫してプライバシーの保護に資する方法をとっていることになるか。

△ 各庁の実情に応じながらプライバシーの保護に配慮している。

◎ 事件番号で当事者を呼び出すという方法を全支部、出張所で行っているかどうかの調査はしていないが、だいたいこのような方法をとっているのではないかと思う。そうではないという例をご承知か。

△ 一部の支部等では、同じような扱いはしていないということである。

○ 事件番号で呼び出しをしない理由はあるのか。

△ 従来型の手続を踏襲しているということもあると思う。

◎ 男女別で部屋を分けているという話はあまり聞いたことがなかったが、そういうところがあるのか。

△ 県南地区にある支部では男女を同一の部屋にしないという運用をしているということである。これは各庁の施設面の違いもあるし、裁判官の意向もあるところであり、各庁によって異なっている。

◎ 例えば、離婚調停事件だけで考えるとしても、申立人が男性であったり女性であったりし、相手方も同様となる。そうすると、同じ一つの部屋に、ある事件の申立人の方がいたり相手方の方がいたりすることになるのか。

△ そういうことになる。

◎ 離婚調停だと男性と女性ということになるが、全ての調停がそうなるとは限らない。遺産分割調停などで当事者が男性ばかりであったり女性ばかりであったりする場合はどうなるのか。

○ 男女別の部屋というのは、離婚調停事件だけを想定しているのではないか。

△ 支部等の実情を聞く際に、家事調停手続における運用ということで聞いているので、事件の内容までは把握していない。

◎ 支部等の調停期日を入れる日が固定されているという問題であるが、出張所だと裁判官の填補する日がだいたい週1回となっており、そうするとその出張所で家事調停、家事審判をする曜日も決まってしまうということはあるかと思う。

また、秋田管内の支部の場合には、地家裁の裁判官が2人いる支部が一つある他は、地家裁の裁判官は全部1人という支部なので、民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件を全部1人の裁判官でやっており、ある程度事件ごとに曜日を固定しておかないと混乱してしまい、事件の進行に差し支えも出てくることから、調停は何曜日というように一応は決めていると思う。あとは臨時にこの事件だけは違う曜日に期日を入れるという対応をしているかどうかという問題になってくる。ただ、支部等の場合だと違う曜日に入れようと思っても既にその日に別の事件が入っているということも少なくない。現実としては状況を見ながら個別に対応することになると思う。

○ 当会所属の弁護士の中には、支部の事件で、どうしても仕事が休めないのだけれども、調停は水曜日しかできないと言われ困ったという経験をしたそうである。

◎ 期日の話は、書記官に最初に話がいくことになろうかと思うが、そのとき書記官の対応として、裁判官に相談して期日指定する曜日を変えることを試みるのか、それとも曜日が決まっていればその曜日だけとしているのか。

△ ケースバイケースだとは思いますが、個別に事情を聴いた上で、裁判官と相談して決めるのが実情だと思う。

◎ 私の経験からすると、書記官が裁判官に何も相談しないで、水曜日なら水曜日しかやりません、という対応はしないと思う。代理人等の話を聴いた上で、何とか別の曜日に入らないかどうかを裁判官と相談していると思うが、

それがなかなか入らなかったり，入るとしてもものすごく先の日になってしまったりということで，御希望に添えないということはあると思う。支部等ではこういうことが時々起きてくる場所である。

- 柔軟に対応していただければと思う。
- ◎ 使い勝手という点で，家事事件手続法に変わった後で何かお気づきになったところはないか。
- 電話会議，テレビ会議が実際に秋田の裁判所でも行われているということなので，遠方に相手方がいる事件などは，これを使えば助かると思う。
- こういう場合はテレビ会議になるとか，こういう場合は電話会議になるという使い分けの基準はあるのか。
- ◎ 基準は特にないと思う。電話会議の方が簡単に使えるという点はある。テレビ会議の場合は相手方当事者にどこか違う裁判所に来ていただいてそこで映像を映し出して，こちらでも映し出すことになるので，裁判所間の打合せ等に時間が掛かり，期日としてもどうしても先になってしまう傾向はある。その辺りを考えた上で使い分けていくことになると思う。
- 調停手続のイメージがちょっと湧かないが，同じ日の同じ時間に当事者の方の呼び出しをし，時間をずらして話を聴くということであったが，時間をずらして通知するのではなく，待合室で一方の当事者の方に待っていてもらうなどして対応しているのか。
- ◎ 色々な方法があり，形の上では何月何日の何時までに来てくださいという呼出状を双方に送るが，実際には先に来た方，実際は申立人であることの方が多いが，申立人の話を先に聴くので，相手方には30分後に来ていただいても結構ですということを併せてお知らせし，実質的に30分ずらしてお呼びしているという取扱いもある。

ただ，裁判官の考え方にもよるが，調停の開始に当たり，両方の当事者の面前で，調停の趣旨やこれから行われる手続について説明をしてから実際の

調停に入るということをやっている裁判官もいる。この場合は最初の期日だけは同じ時間に来ていただくことになる。申立人、相手方を同じ部屋に同時に入っていただく調停を同席調停と呼んでいるが、この同席調停をどこまで広げるかということはいま裁判所の内部で議論されている。家事事件手続法になってから、手続の透明性ということが言われるようになった。手続の透明性は、究極的にいえば訴訟手続と同じように、両方の当事者がいる前で全ての手続が進む同席調停とするのが究極な形になる。実際にはそれは無理だろうと思うが、それをどこまでやるかということが裁判所の内部では議論のテーマになっている。

秋田の裁判所では、期日について、先に話を聴く方と後から聴く方とを30分程度ずらしてお呼びしていることが多いと思う。

- 調停が実際に行われる場合、待合室には何人もの人が待っているということだが、そうすると、もしかすれば知っている人が同じ待合室にいるということがあるかもしれない。プライバシーの保護が十分ではないとも思える。
- ◎ 実際、待合室に知り合いがいたということはあるか。
- 調停待合室で当事者の方と一緒に待っていることも多いのだが、知り合いを見かけることはあるので、当事者の方が知り合いを見かけることもあるかと思う。もともと、1人用の待合室というのは設備上も難しいと思う。以前、県外の裁判所に行った際に待合室に入る機会があったが、待合室が大きく、椅子を背中合わせにするという配慮がされていた。
- △ 県南地区にある支部では、可能な限り当事者の方1人について待合室1つを用意するという配慮をしている。本庁では、個々の部屋を用意することは難しいが、例えば、DVのおそれがある事件などでは個々の待合室を書記官室に近いところに用意するという配慮をしている。
- 名前ではなく部屋番号で呼ぶという方法について、その部屋には複数人がいると思うのだが、部屋の番号だけで個人が特定できるのか。

△ 番号札というのをお配りしていて、受付の段階でこの方は第1号調停室とし、「1号調停室の方」というようにお呼びしている。それぞれ使う調停室が別々なので、1号調停室を使われる方、2号調停室を使われる方、というようにしてお呼びして特定している。

◎ 調停を行うことができる部屋が6つありそれぞれ番号が付いている。待合室は申立人、相手方別に分かれており、したがって同じ待合室に同じ調停室の方はいないということになる。

○ 家事事件手続法が施行されてから、家事調停事件が増えたという説明をされたと思ったが、それとは関係なくDVなどが増えたから事件が増えているということはないのか。

◎ 事件数が増えたのが家事事件手続法ができたからとは考えていない。事件数がなぜ増えているのかは分析しがたいところがある。

○ 配布資料の「部屋番号票」に、30分以上お待ちの方は受付窓口にお越しくださいという記載があるが、こういう事例が結構あるということになるか。

◎ 調停を進行するときには、申立人が終わったら次は相手方というように基本的には交互に個別に話を聴く。30分以上待つときというのは、その相手方の当事者の方のお話を聴く時間が少し長引いているという状況になる。これは事件の内容にもよるし、当事者の方の個性等にもよる。調停委員にしても、家事事件を担当する裁判官にしても、なるべくなら30分以内で交代することを心掛けてはいるが、話の内容等によっては長引いてしまうこともある。待っている方の当事者の方はそういったことは分からないので、一体どうなっているのかと思われるだろうから、こういう記載をしているところである。

○ そうすると受付窓口は「もう少しお待ちください」としか言えないということになるか。

△ 申出を受けて、その申出を裁判官や調停委員に伝えることにより、その後

の進行を検討している。

- 同席調停について、秋田ではどのくらい行っているかというデータはあるか。
- ◎ 統計はとっていないが、同席調停といっても、どの段階での同席かということもある。事情聴取の段階か、当事者に一定の解決案を示す段階か、解決について説得する段階か。全部の段階での同席というのはゼロだと思う。
- 部分的な同席調停というのは結構あるのか。
- ◎ 全国的にはあると思う。秋田ではまだないのではないか。成立したときに同席していただき、その上で調停条項を読んで確認していただくくらいだと思う。最近はそれも希望しないという当事者の方も増えてきている。
- 同席調停はテレビ会議や電話会議ではできず、実際に来ていただかないとできないということになるか。
- ◎ 同席調停は同じ裁判所に両当事者がきていることを前提にしているので、テレビ会議や電話会議などの場合は同席調停をするかどうか考えることはない。

調停手続はなかなか具体的なイメージが湧かないかとは思いますが、家事事件の解決の形態として、かなりの率を占めている。したがって、この調停がどれだけ公正に信頼性を持って行われているかということは、家庭裁判所の業務の中で非常に重要なことになる。最近だと、当事者の方もインターネット等で情報を得てきているが、全てが正確な情報とも限らないし、正確ではない情報を前提に主張されたりすることもあるので、どれだけ公正性かつ透明性を持って手続を進めていくのかということが家庭裁判所全体の課題となっている。

2 少年事件における家庭裁判所調査官の調査について（議事概要4の（4）のイの（イ））

- 調査仮説というのは今回初めて聞き、大変参考になった。情報収集をされ

るということで、これは少年本人や両親との面接以外の情報収集ということになると思うが、どのような手段で情報収集をしているのか聞いてみたい。

私も昨年1年間少年係の検事を経験して思うのだが、基本的には素直で、悪かったことは悪いと反省する少年が多いが、たまには全く変わらない少年もいる。ましてや、身柄拘束されている場合は時間的な制約もあるところ、少年の更生がなかなかうまくいかなかったという御経験があるのであればお聞かせ願いたい。

◎ 情報収集であるが、家庭や少年本人以外からも情報収集するということはあるか。

△ 幅広く情報収集に努めつつも、一方では、当該少年が事件を起こしたという事実について秘密性をきちんと担保しなくてはならない。少年本人の面接が中心になるが、学校に対して照会書を出したり、児童相談所などの公的機関に対して照会書を出したりして情報収集に努めている。

◎ 少年の処遇に難渋した経験はあるか。

△ ある少年事件では、事件の内容について、被害者や周囲の人がいう経緯と、少年のいう経緯が最後まで食い違っているということがあった。本人の責任逃れの為についている嘘なのか、近時話題になっている発達障害によるものなのか、見極めが難しい面もある。そのような場合は、医務室の技官に相談したり、調査官が心理テストを行ったりしている。

○ 事件受理をして、捜査記録の提出を受けた段階で、こういう資料があれば良いとか、逆にこういう資料は不要であるというようなものはあるか。

△ 送致機関において保護者の調書を作成していないということがあった。家庭裁判所で面接をする際は、事件の発生からある程度の時間が経過してしまっているため、最初の段階で保護者は少年の非行をどう受け止め、どう対応したのか、家族の問題などについて保護者はどう捉えているのかということは非常に重要な情報なので、保護者に関する情報は送致機関においても収集

してほしいと思う。

△ 保護者が事件直後に受け止めていた気持ちと、調査官が調査した際の雰囲気はかなり違ってくるので、送致機関が作成した調書があれば参考になる。中学生が学校内で暴力事件を起こしたという場合、客観的に状況を把握する必要があるため送致機関の作成した捜査報告書が参考になる。

◎ 裁判官は少年審判の段階で主として関与することになるが、その審判の前に調査官が少年について様々な調査をして、最終的な処分、不処分という裁判官の判断のための資料を収集する。少年事件については、色々な意見があるかと思うが、実態としては説明したとおりの過程を経て処分に至っていることになる。それを踏まえて御意見はあるか。

○ 児童相談所で児童心理司をしているが、児童相談所は児童心理司の他に児童福祉司という職種の者がおり、裁判所と直接やりとりをするのは児童福祉司の方が多い。児童相談所でも非行の子ども、真犯の子ども、或いは乱暴とか他人に怪我をさせる子ども等の相談があるが、警察から通告されてくる場合と、親や学校が困って相談に来る場合がある。児童相談所は相談機関なので、親が困って相談に来るのであればいいが、警察から身柄付きで連れて来られる場合を除き、相談がなければ為す術がない。相談ニーズがないと関わりが難しい状況である。親御さんが困っていれば来所してくれるのだが、親御さんがもうどうでもいいやとなると来所もしてくれなくなる。非行の子どもについては難儀しているというのが実情である。

児童福祉法で難しい、限界だなどと思われる子どもを家庭裁判所をお願いすることになると思うが、秋田の本庁では、非行の少年の審判はどれくらいの件数があるのか。また、児童相談所の場合は中学生が圧倒的に多いのだが、家庭裁判所の場合は、どれくらいの年齢の少年が多くて、どのような内容が多いのか。また、教育的な働きかけということで、少年と一緒に書店に行ったりとかボランティア活動をしたりだとかは、秋田ではどのくらいやって、

どのようなことをやっているのかを教えてください。

非行の背景には家庭的な状況がかなり影響しているが、最近ではユニークな非行には発達障害が絡んでいることも多く、秋田県には情緒障害児治療施設がないので、その処遇にも非常に苦労している。発達障害が非行の背景にある少年の審判や援助のポイント等があれば教えてください。

△ きちんとした統計資料は用意していないが、秋田県全体での受理件数は数百件である。

家庭裁判所の少年の年齢層であるが、傾向としては年少少年が多く、大半を占めるのは16, 7歳である。

◎ 教育的措置について、特色のあることをやっているか。

△ 万引き被害だけではなくて、恐喝事件や傷害事件でも少年に被害を考えさせるということで、被害者から自分に手紙が届いたとしたら、どういったことが書いてあるかということ想像させながら少年に手紙を書かせ、その後少年から被害者に宛てた手紙を書かせるという「ロールレタリング」ということを講習で行っている。万引き被害を考える教室では、実際に商店の経営者に来てもらい少年や保護者に講話をしていただいている。

ボランティア関係についてはまだ実施はしていないが、社会福祉協議会などボランティアを募集しているところを少年に探しに行かせて、ボランティア活動を実際に体験し、その様子等を審判の場で確認するということを考えている。ボランティアなので自主的にできるものと考えており、具体的には車椅子の掃除等である。

△ 秋田県内にボランティア活動等に協力してくれる補導委託先を10箇所以上用意している。高齢者施設等に少年と保護者が一緒に出向いて実際の介護を数日間経験したりということ、試験観察の一環として実施する態勢ができてきている。

◎ 震災の復興支援などのボランティア活動はあったのか。

△ 裁判所の手続の中で、ボランティア活動として被災地の復興支援に少年を出向させたということは聞いていない。警察署等で、教育の一環として、少年にある程度の手伝いをさせたということは聞いたことはある。

◎ 発達障害が認められる少年についてどういう対処をしているか。

△ 裁判所が強制力をもって専門機関に少年を通わせるということにはできない。保護者に対し、審判までの間に、専門機関に少年を連れて行きそれを審判の場で裁判官に報告してくださいというお願いをし、保護者が自主的に専門機関に行くよう促すことはあると思う。

具体的な保護処分ということになれば、少年院においても保護観察所においても指導態勢は整っている。鑑別所の鑑別などを経ている子であれば、医師の診断等も踏まえた上で処遇機関へつなげていくというところに裁判所の役割はとどまると思う。

保護観察所でも発達障害を抱えた少年に対する態勢作りをしており、直接的に相談機関に繋げるということを含めた保護観察を実施する態勢が整っていると聞いている。

○ 年間数百件を抱えている中で、秋田の地域的な特徴や傾向があれば教えていただきたい。また、色々な事件に関わっていて、例えばこういう制度や仕組みがあったならば、事件にならずに防げたのではないかと思うようなところがあつたならば教えてほしい。

△ 色々な地域で少年事件を担当してきた立場からすると、地域性が感じられなくなったという感想を持っている。全国どこでも同じような事件が起きる。都市部と地方では多少非行の現れ方としては違うとしても、少年を取り巻く一般的な状況や家庭環境という観点から見れば、秋田ならではのことはあまりないと感じている。

◎ 秋田の場合、刑事事件は人口比率からみて少ないと言われているが、少年事件も同様ではないか。

△ 非行の発生率は少ないと思う。学校教育の制度とか、地域のつながりとか、そういうものが非行の抑止力として働いていると感じている。ただし、そこからも飛び出してしまった少年は逆に処遇が難しくなるということも言えるかもしれない。地域のつながりや学校現場でのケアなどが機能していると感じている。

◎ 更生保護では地域の力という言葉を使っているが、秋田ではそれがまだ働いていて、少年事件の抑止力になっているということになるか。

△ そういうことだと思う。

○ 調査官の仕事の大変さがよく理解できた。少年が再犯をした場合、調査官の調査はどうなるのか。簡略化されるのか、1回目と全く同じなのか、それともさらに厳しく調査をするのか、どういうスタンスになるのか。

△ 1回目の調査で、非行のメカニズムを解明して、この処分が適している意見を出したものが、また来てしまうということなので、以前の調査で見落としがあったということかもしれないし、或いは処分が終わった後にその子にとって大きな出来事があったということもあり得る。その辺りは前件の調査よりも綿密な調査が必要になってくるとは思う。少年本人だけに聞くのではなくて、学校や家庭の様子など幅広く聞く必要があるのではないかと思う。

◎ 再度犯した非行の内容にもよるとは思う。